

尾張旭市選挙管理委員会（平成31年第9回）会議録

- 1 開催日時
平成31年3月22日（金）
開会 午前10時
閉会 午後10時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂2
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、係長 齋場智充
- 7 議題
第59号議案 尾張旭市長選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第9回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、平成31年2月3日に執行されました尾張旭市長選挙における異議の申出に関する議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それでは、早速次第の2「議事」に入らせていただきます。</p>

	<p>第59号議案「尾張旭市長選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、急遽、選挙管理委員会を開催するにあたり、委員長を始め皆様には、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。本日、開催させていただきましたのは、以前から話をさせていただいています平成31年2月3日に執行された尾張旭市長選挙における異議の申出に関して、市の顧問弁護士の助言を基に異議申出人らに対し、平成31年3月1日付けで、異議申出に添付されていない書類「（他異議申出人別紙記載）」を文書で、提出するよう求めていました。提出期限である平成31年3月11日（月）までに提出はございませんでしたので、異議申出人を東京都調布市入間町2-29-22平原行人、東京都国分寺市東元町4丁目3-10笠原一郎の2名とし、異議申出に係る決定書を皆様にご審議いただくものでございます。</p> <p>それでは、第59号議案「尾張旭市長選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により、平成31年2月17日付けで、東京都調布市入間町2-29-22平原行人及び東京都国分寺市東元町4丁目3-10笠原一郎から提出された平成31年2月3日執行の尾張旭市長選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、別添のとおり決定しようとするものでございます。</p> <p>それでは、別添決定書案をご覧ください。</p> <p>決定書について、主文、異議申出人らに対し、本件異議申出を却下する。</p>

異議申出の要旨及び理由

1 異議申出の要旨

申出人らは、尾張旭市選挙管理委員会に対し、本件選挙の再開票を行い第一位の当選決定を無効とし、第二位の繰り上げ当選を求めるものである。

2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、概ね次のとおりである。

- (1) 尾張旭市以外の選挙人にも異議申出の資格があると認められるべきである。
- (2) 500票バーコード集計が誤作動を起こして票計算を出していると思われる。
- (3) 期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある。
- (4) その他、他の選挙の事例等により、本件選挙が信頼のないものとなっている。

決定の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項に規定される地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が申し出ることができるが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加する権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もつて選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和39年2月26日最高裁判所判決）とされている。

申出人らは、尾張旭市以外の選挙人にも異議申出の資格が認められるべきである旨主張するが、本委員会において調査したところ、申出人らの中に、本件選挙の選挙人であった者は1人も認められず、また、いずれも本件選挙に係る公職の候補者で

	<p>はないため、公選法第206条第1項の規定に該当しないのは明らかである。</p> <p>以上のことから、申出人らによる本件異議申出は不適法であることから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり決定する。</p> <p>教示</p> <p>この決定に不服がある場合は、公選法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で愛知県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。</p> <p>第59号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第59号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>申出人らにはいつ通知するのか。また、告示はいつするのか。</p>
事務局	<p>議決をいただければ、本日、平成31年3月22日付けで申出人らに通知し、告示を行う予定です。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第59号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第59号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 次回日程確認</p> <p>平成31年3月28日（木） 午前10時から</p> <p>講堂1</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>